(F) 運営理事会は、この協定を実施するに当たり、規程を採択する。同規程には、次の事項を定める。

(i) 事務局の構成（事務局長、事務局次長その他の主要な職員の任務及び責任を含む。）

(ii) 活動を選定し、発展させ、及び承認し、当該活動に資金を供与し、並びに当該活動を実施し、及び監視するための手続

(iii) センターの予算を準備し、会計書類を作成し、及び会計監査を行うための手続

(iv) センターの事業から生ずる知的財産権及び事業の結果の周知に関する適当な指針

(v) 政府、欧州連合及びユーラトム、政府間機関並びに非政府機関のセンターの活動への参加を規律する手続

(vi) 人事政策

(vii) この協定の実施のために必要なその他の措置

第五条

運営理事会は、政府間機関、非政府機関及び非締約者である国を投票権なしでオブザーバーとして同理事会の審議に出席するよう招請することができる。

第六条

運営理事会による承認のために提出される事業計画案には、業務が行われる国の書面による同意を添付する。事業の承認には、当該国の事前の同意のほか、同理事会のコンセンサスを必要とする。

第七条

(A) 運営理事会によって承認された事業に対して、センター、締約者、非政府機関、財団、学術的及び科学的研究機関、政府間機関並びに民間団体が資金を供与し、又は支援することができる。承認された事業に対する資金供与又は支援は、当該資金供与又は支援を行う者が定める条件であってこの協定に適合するものに従って行われる。

(B) 運営理事会における締約者の代表及びセンターの事務局の職員は、事業に対する資金供与を受ける資格を有しないものとし、事業資金から直接に利益を得ることができない。

第八条

(A) センターは、活動が行われる国において、次のことを行う権利を有する。

(i) センターの通告により又はこれに加えて事業に関する取決めに定めるところに従い、センターの活動、資材、需品及び資金の使用並びに関連する役務及び資金の使用を現地において調査すること。

(ii) センター、締約者、政府、政府間機関及び非政府機関は、センターの活動の実施に必要な資金（接受国の通貨を除く。）を制限なしに接受国に持ち込み、又は接受国から持ち出す権利を有する。ただし、接受国から持ち出す額については、接受国に持ち込んだ総額を超えないことを条件とする。

(b) センターは、センター及び活動に資金を供与するため、自己のため又は(a)に定める締約者、政府、政府間機関若しくは非政府機関に代わって、接受国の国内の通貨市場において外国通貨を売却することができる。

(iii) センターの活動に参加する機関（接受国の機関を除く。）の職員であって接受国の国民又は接受国に通常居住している者でないものは、自己又はその家族の個人的な使用のためには、接受国に輸入し、接受国から輸出し、又は接受国において使用する手回品又は家財に対するいかなる関税及び課徴金の支払も免除される。

第十一条

(A) ＩＳＴＣ並びにその資産及び財産は、接受国において、ＩＳＴＣが特定の事例において明示的に免除を放棄した場合を除くほか、管轄権から免除され、及び強制執行を免除される。

(B) 特権及び免除は、この協定に定める目的のためにのみセンターに与えられる。

(C) この条の規定は、関連する国際協定又はいずれかの国の国内法の定めるところにより可能となる補償又は賠償を妨げるものではない。

(D) (A)の規定は、接受国の国民又は接受国に通常居住している者に対する訴訟又は請求を妨げるものと解してはならない。

第十二条

(A) 接受国に所在するセンターの職員及びその家族は、接受国の政府により、次の特権及び免除を与えられる。

(i) 公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び全ての行為に関し、逮捕、拘禁及び訴訟手続（刑事裁判権、民事裁判権及び行政裁判権を含む。）の免除

(ii) 内国税（所得税、社会保障税等）、関税その他課徴金（商品の価格に通常含められるもの及び提供される役務に対して支払われるものを除く。）の免除

(iii) 社会保障に関する規定の適用の免除

(iv) 出入国制限及び外国人登録の免除

(v) センターの要請により、センターの事業、活動及び資金の使用に関連する記録その他の文書について、それらの所在のいかんを問わず、センターが資金を供与する期間及び事業に関する取決めに定めるその後の期間において、検査又は会計監査を行うこと。第六条の規定において要求される書面による同意には、この(A)の規定に従って事業の会計監査及び監視を行うために必要な立入りを行う権利をセンターに与えることについての事業が行われる国及び受入機関の同意を含む。

(B) 締約者も、自己が全部若しくは一部につき資金を供与する事業又は当該締約者の領域で行う事業に関し、センターを通じて調整される(A)に規定する権利を有する。

(C) 事業の条件が遵守されなかったと認められる場合には、センター又は資金を供与した政府若しくは機関は、その理由を運営理事会に通知した後、当該事業に関する取決めに従い、当該事業を打ち切り、及び適当な措置をとることができる。

第九条

(A) センターの本部は、カザフスタン共和国に置く。同国は、次のことが行われない限り、かつ、行われるまでの間は、接受国として行動する。

(i) カザフスタン共和国がもはや接受国であることを希望しない旨を運営理事会に書面により通告すること。

(ii) 第十三条(A)に規定する他の締約者又は自己の領域においてＩＳＴＣが実施する活動を許可するために同条(B)の規定に従いこの協定に加入する他の締約者が後継の接受国に指定されることを要請する旨を運営理事会に書面により通告すること。

(iii) 運営理事会が後継の接受国に指定されることについての締約者の要請を承認することをコンセンサス方式により決定すること。

(iv) 後継の接受国に指定されることを要請する締約者が後継の接受国に指定されることを受諾することを確認する旨を運営理事会に書面により通告すること。

(B) 接受国の政府は、センターに対する物的支援の提供を目的として、センターの用に供するために適当な施設を、その管理、関係設備及び安全措置と共に、自己の費用負担で提供する。接受国の政府及びＩＳＴＣは、センターに対する接受国の物的支援及び施設の提供に関する条件を定める取決めを締結することができる。

(C) センターは、接受国において、法人としての地位を有する。センターは、その地位により、契約を締結し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起し、及び訴えに応ずることができる。

第十条

接受国において、

(i) (a) ＩＳＴＣが受領する資金及び当該資金から生ずる全ての利子は、接受国の課税の対象とならない。

(b) センター及びその支部は、接受国の租税に関する法令により課税の対象となる財産であっても課税されない。

(c) センターの活動において提供され、又は使用される商品、需品その他の財産は、接受国への輸入、接受国からの輸出又は接受国における使用に際し、関税、賦課金、輸入税、付加価値税その他これらに類する租税及び課徴金を免除される。商品、需品及び他の不動産又は動産は、関税、賦課金、輸入税、付加価値税、資産税その他これらに類する租税及び課徴金を免除された上でＩＳＴＣから法人（接受国の科学機関を含む。）に移転し、又は提供することができる。ＩＳＴＣ又は当該商品、需品及び他の不動産若しくは動産を提供され、若しくは移転された法人は、関税、賦課金、輸入税、付加価値税、資産税その他これらに類する租税及び課徴金を免除された上で当該商品、需品及び他の不動産又は動産を所有し、又は使用することができる。

(d) センターの職員であって接受国の国民でないものは、接受国において自然人に対して課される所得税の支払を免除される。

(e) センターの事業に関連して法人（接受国の科学機関を含む。）が受領する資金は、接受国の課税の対象とならない。

(f) センターの事業の範囲内で自然人（特に科学者及び専門家）が受領する資金は、当該自然人の課税の対象となる総所得に含まない。